

#### 4 新公会計事務

##### (1) 建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
福祉部 障がい福祉室 自立支援課	建設仮勘定の精算状況を確認したところ、工事が完了（供用開始）しているが、本資産勘定への精算が行われていなかったものが1件、費用として計上すべきものを誤って建設仮勘定で処理していたものが2件あった。	当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。 また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。	検出事項について、建設仮勘定のデータ修正を会計局会計指導課へ依頼し、平成29年1月に修正登録が完了した。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="498 739 985 781">契約件名</th> <th data-bbox="985 739 1240 781">支出金額</th> <th data-bbox="1240 739 1549 781">精算すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="498 781 985 898">大阪府立障がい者交流促進センターボイラー取替工事実施設計業務</td> <td data-bbox="985 781 1240 898">740,746円</td> <td data-bbox="1240 781 1549 898">740,746円</td> </tr> </tbody> </table>	契約件名	支出金額	精算すべき金額	大阪府立障がい者交流促進センターボイラー取替工事実施設計業務	740,746円	740,746円	<p>【大阪府建設仮勘定取扱要領】</p> <p>第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p>	<p>今後は、適時、建設仮勘定の精算チェックを行って、再発防止に努め、適正な事務処理を行う。</p>
	契約件名	支出金額	精算すべき金額						
	大阪府立障がい者交流促進センターボイラー取替工事実施設計業務	740,746円	740,746円						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="498 915 985 957">契約件名</th> <th data-bbox="985 915 1240 957">支出金額</th> <th data-bbox="1240 915 1549 957">費用計上すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="498 957 985 1066">大阪府谷町福祉センター点検調査業務の支出</td> <td data-bbox="985 957 1240 1066">224,000円</td> <td data-bbox="1240 957 1549 1066">224,000円</td> </tr> </tbody> </table>	契約件名	支出金額	費用計上すべき金額	大阪府谷町福祉センター点検調査業務の支出	224,000円	224,000円	<p>(参考) 建設仮勘定の精算処理について</p> <p>「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会制度の概要、2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定 より</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。</li> <li>○ 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。</li> <li>○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後、改めて精算登録を行います。</li> </ul>	
契約件名	支出金額	費用計上すべき金額							
大阪府谷町福祉センター点検調査業務の支出	224,000円	224,000円							
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="498 1083 985 1184">大阪府立障がい者交流促進センター点検調査業務の支出</td> <td data-bbox="985 1083 1240 1184">604,000円</td> <td data-bbox="1240 1083 1549 1184">604,000円</td> </tr> </tbody> </table>	大阪府立障がい者交流促進センター点検調査業務の支出	604,000円	604,000円						
大阪府立障がい者交流促進センター点検調査業務の支出	604,000円	604,000円							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月15日から同年7月6日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容									
福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課	<p>建設仮勘定の精算状況を確認したところ、費用として計上すべきものを誤って建設仮勘定で処理していたものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="537 615 1510 978"> <thead> <tr> <th>契約件名</th> <th>支出額</th> <th>費用計上すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府障がい者自立センター建築設備点検調査委託（前払金）</td> <td>94,170円</td> <td>94,170円</td> </tr> <tr> <td>大阪府障がい者自立センター建築設備点検調査委託（完成払金）</td> <td>221,830円</td> <td>221,830円</td> </tr> </tbody> </table>	契約件名	支出額	費用計上すべき金額	大阪府障がい者自立センター建築設備点検調査委託（前払金）	94,170円	94,170円	大阪府障がい者自立センター建築設備点検調査委託（完成払金）	221,830円	221,830円	<p>当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。</p> <p>また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【大阪府建設仮勘定取扱要領】</b></p> <p>第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p>(参考) 建設仮勘定の精算処理について  「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会制度の概要、2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定 より</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。</li> <li>○ 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。</li> <li>○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後、改めて精算登録を行います。</li> </ul>	<p>検出事項について、建設仮勘定のデータ修正を会計局会計指導課へ依頼し、平成29年3月に修正登録が完了した。</p> <p>今後は、適時、建設仮勘定の精算チェックを行って、再発防止に努め、適正な事務処理を行う。</p>
契約件名	支出額	費用計上すべき金額										
大阪府障がい者自立センター建築設備点検調査委託（前払金）	94,170円	94,170円										
大阪府障がい者自立センター建築設備点検調査委託（完成払金）	221,830円	221,830円										

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月15日から同年7月6日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
健康医療部 健康医療総務課	<p>建設仮勘定の精算状況を確認したところ、工事が完了（供用開始）しているが、本資産勘定への精算が行われていなかったものが3件、費用として計上すべきものを誤って建設仮勘定で処理していたものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="522 558 1513 1142"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>支出額</th> <th>精算すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府茨木保健所外2件 太陽光発電設備設置工事 実施設計業務</td> <td>3,857,904円</td> <td>3,857,904円</td> </tr> <tr> <td>大阪府吹田保健所 昇降機設備改修工事 実施設計業務</td> <td>1,211,440円</td> <td>1,211,440円</td> </tr> <tr> <td>大阪府吹田保健所 昇降機設備改修工事 監理業務</td> <td>510,480円</td> <td>510,480円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="522 1201 1513 1377"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>支出額</th> <th>費用計上すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府茨木保健所 点検調査業務</td> <td>203,030円</td> <td>203,030円</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	支出額	精算すべき金額	大阪府茨木保健所外2件 太陽光発電設備設置工事 実施設計業務	3,857,904円	3,857,904円	大阪府吹田保健所 昇降機設備改修工事 実施設計業務	1,211,440円	1,211,440円	大阪府吹田保健所 昇降機設備改修工事 監理業務	510,480円	510,480円	契約名称	支出額	費用計上すべき金額	大阪府茨木保健所 点検調査業務	203,030円	203,030円	<p>当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。 また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府建設仮勘定取扱要領】</b> 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> </div> <p>(参考) 建設仮勘定の精算処理について 「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会制度の概要、2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定 より</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した経費について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。</li> <li>○ 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。</li> <li>○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。</li> </ul>	<p>平成28年9月に、課内会議により課内職員に監査結果の情報共有を行った。 また、財務会計システムにて、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行った。 今後は、大阪府建設仮勘定取扱要領及び新公会計制度マニュアルに基づき、適正な事務処理に努める。</p>
契約名称	支出額	精算すべき金額																			
大阪府茨木保健所外2件 太陽光発電設備設置工事 実施設計業務	3,857,904円	3,857,904円																			
大阪府吹田保健所 昇降機設備改修工事 実施設計業務	1,211,440円	1,211,440円																			
大阪府吹田保健所 昇降機設備改修工事 監理業務	510,480円	510,480円																			
契約名称	支出額	費用計上すべき金額																			
大阪府茨木保健所 点検調査業務	203,030円	203,030円																			

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月13日から同月29日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
健康医療部 保健医療室 医療対策課	<p>建設仮勘定の精算状況を確認したところ、工事が完了（供用開始）しているが、本資産勘定への精算が行われていなかったものが1件、費用として計上すべきものを誤って建設仮勘定で処理していたものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="457 632 1484 879"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>支出額</th> <th>精算すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害拠点病院支援施設 無停電電源設備改修工事 実施設計業務</td> <td>1,410,667円</td> <td>1,410,667円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="457 919 1484 1222"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>支出額</th> <th>費用計上すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府広域医療搬送拠点 八尾SCU点検調査業務</td> <td>333,630円</td> <td>333,630円</td> </tr> <tr> <td>災害拠点病院支援施設 点検調査業務</td> <td>284,890円</td> <td>284,890円</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	支出額	精算すべき金額	災害拠点病院支援施設 無停電電源設備改修工事 実施設計業務	1,410,667円	1,410,667円	契約名称	支出額	費用計上すべき金額	大阪府広域医療搬送拠点 八尾SCU点検調査業務	333,630円	333,630円	災害拠点病院支援施設 点検調査業務	284,890円	284,890円	<p>当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。</p> <p>また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【大阪府建設仮勘定取扱要領】</b></p> <p>第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> </div> <p>(参考) 建設仮勘定の精算処理について  「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会制度の概要、  2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定より</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した経費について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。</li> <li>○ 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。</li> <li>○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。</li> </ul>	<p>監査受検後、直ちに財務会計システムにて、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行った。</p> <p>また、平成28年9月に、室内連絡会議により室・課内職員に監査結果の情報共有を行った。</p> <p>今後は、大阪府建設仮勘定取扱要領及び新公会計制度マニュアルに基づき、適正な事務処理に努める。</p>
契約名称	支出額	精算すべき金額																
災害拠点病院支援施設 無停電電源設備改修工事 実施設計業務	1,410,667円	1,410,667円																
契約名称	支出額	費用計上すべき金額																
大阪府広域医療搬送拠点 八尾SCU点検調査業務	333,630円	333,630円																
災害拠点病院支援施設 点検調査業務	284,890円	284,890円																

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月13日から同月29日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
健康医療部 保健医療室 健康づくり課	<p>建設仮勘定の精算状況を確認したところ、費用として計上すべきものを誤って建設仮勘定で処理していたものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="492 569 1555 730"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>支出額</th> <th>費用で計上すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧大阪府立健康科学センター・大阪府立成人病センター研究所 点検調査業務</td> <td>897,430円</td> <td>897,430円</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	支出額	費用で計上すべき金額	旧大阪府立健康科学センター・大阪府立成人病センター研究所 点検調査業務	897,430円	897,430円	<p>当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。          また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府建設仮勘定取扱要領】</b>            第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。            2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> </div> <p>(参考) 建設仮勘定の精算処理について          「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会制度の概要、2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定 より</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した経費について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。</li> <li>○ 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行います。併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。</li> <li>○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。</li> </ul>	<p>監査受検後、直ちに財務会計システムにて、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行った。</p> <p>また、平成28年9月に、室内連絡会議により室・課内職員に監査結果の情報共有を行った。</p> <p>今後は、大阪府建設仮勘定取扱要領及び新公会計制度マニュアルに基づき、適正な事務処理に努める。</p>
契約名称	支出額	費用で計上すべき金額							
旧大阪府立健康科学センター・大阪府立成人病センター研究所 点検調査業務	897,430円	897,430円							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月13日から同月29日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																																												
環境農林水産部 水産課	<p>建設仮勘定の残高において、平成20年度以降に計上されたもので、平成27年度末現在、未精算等の状態のものが、計139件1,171,563,959円あった。 これらの大半は、都市整備部港湾局に予算配当して実施した委託料及び工事請負費である。</p> <p>(1) 費用計上すべきものが、誤って建設仮勘定に計上されたままとなっていたもの 32件、93,362,054円 (2) 既に完成引渡しを受け、供用されていたが、建設仮勘定の精算が行われておらず、固定資産への振替がなされていなかったもの 104件、1,076,345,780円 (3) 他の所属において計上されるべきもの 3件、1,856,125円</p> <table border="1" data-bbox="457 926 1558 1772"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">20</td> <td>岡田漁港土質調査委託他</td> <td>費用</td> <td>3件</td> <td>12,106,500</td> </tr> <tr> <td>高石漁港物揚場新設実施設計委託他</td> <td>資産</td> <td>7件</td> <td>11,996,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">21</td> <td>淡輪漁港土質調査委託他</td> <td>費用</td> <td>2件</td> <td>3,397,800</td> </tr> <tr> <td>高石漁港物揚場改良工事(完了払)他</td> <td>資産</td> <td>7件</td> <td>81,553,950</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">22</td> <td>—</td> <td>費用</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高石漁港物揚場整備工事その2(完了払)他</td> <td>資産</td> <td>17件</td> <td>146,308,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">23</td> <td>—</td> <td>費用</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高石漁港物揚場整備工事その3他</td> <td>資産</td> <td>10件</td> <td>77,104,450</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">24</td> <td>泉州海岸水門等点検整備業務</td> <td>費用</td> <td>1件</td> <td>1,101,714</td> </tr> <tr> <td>岡田漁港陸閘基礎改良(液状化対策)等工事(その2)【前金払】他</td> <td>資産</td> <td>17件</td> <td>215,925,550</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">25</td> <td>佐野漁港セル護岸現況調査委託</td> <td>費用</td> <td>1件</td> <td>4,710,300</td> </tr> <tr> <td>岡田漁港陸閘基礎改良(液状化対策)等工事(その2)【完了払】他</td> <td>資産</td> <td>17件</td> <td>214,565,950</td> </tr> <tr> <td>大阪府中河内府民センタービル外7件点検調査業務</td> <td>対象外</td> <td>1件</td> <td>334,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">26</td> <td>西鳥取漁港外防波堤耐震検討調査委託他</td> <td>費用</td> <td>25件</td> <td>72,045,740</td> </tr> <tr> <td>岡田漁港陸閘基礎改良(液状化対策)等工事(その3)【前金払】他</td> <td>資産</td> <td>13件</td> <td>136,800,120</td> </tr> <tr> <td>管理事業名称修正他</td> <td>対象外</td> <td>2件</td> <td>1,522,125</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約件名	区分	件数	金額(円)	20	岡田漁港土質調査委託他	費用	3件	12,106,500	高石漁港物揚場新設実施設計委託他	資産	7件	11,996,200	21	淡輪漁港土質調査委託他	費用	2件	3,397,800	高石漁港物揚場改良工事(完了払)他	資産	7件	81,553,950	22	—	費用	—	—	高石漁港物揚場整備工事その2(完了払)他	資産	17件	146,308,800	23	—	費用	—	—	高石漁港物揚場整備工事その3他	資産	10件	77,104,450	24	泉州海岸水門等点検整備業務	費用	1件	1,101,714	岡田漁港陸閘基礎改良(液状化対策)等工事(その2)【前金払】他	資産	17件	215,925,550	25	佐野漁港セル護岸現況調査委託	費用	1件	4,710,300	岡田漁港陸閘基礎改良(液状化対策)等工事(その2)【完了払】他	資産	17件	214,565,950	大阪府中河内府民センタービル外7件点検調査業務	対象外	1件	334,000	26	西鳥取漁港外防波堤耐震検討調査委託他	費用	25件	72,045,740	岡田漁港陸閘基礎改良(液状化対策)等工事(その3)【前金払】他	資産	13件	136,800,120	管理事業名称修正他	対象外	2件	1,522,125	<p>速やかに公有財産台帳の登録を行うなどの是正措置を講じられたい。</p> <p>また、固定資産計上基準等を正しく理解するとともに、他部局に配当して実施した工事等の完成引渡し及び供用の有無を確認し、適時、精算を行って建設仮勘定から固定資産への振替の事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録) 第4条 2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。 二 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針) 3. 日常の維持管理、及びき損・損耗した財産の原状回復等機能維持に要した支出については資産計上しない。</p> <p>【建設仮勘定取扱要領】 (建設仮勘定の精算) 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p>	<p>検出事項の(1)及び(2)について、建設仮勘定のデータ修正を平成28年11月17日及び12月12日に会計局会計指導課へ依頼し、同年11月18日及び12月15日に修正登録が完了した。また、公有財産台帳への登録についても平成28年12月22日に完了した。(3)については関係部署に連絡を入れ、対応を依頼した。</p> <p>建設仮勘定の精算及び公有財産台帳への登録等の事務については、「要領」に基づき、適切な事務処理を行うよう、今回の監査結果を課員に周知するとともに、平成28年9月14日に開催された公有財産台帳等管理システム研修に担当者を参加させた。さらに、平成29年1月に開催される会計局の新公会計制度に関する研修についても平成28年12月12日に課内に周知し、積極的な参加を呼びかけた。</p> <p>今後は、適時、建設仮勘定の精算チェックを行って、再発防止に努め、適正な事務処理を行う。</p>
年度	契約件名	区分	件数	金額(円)																																																																											
20	岡田漁港土質調査委託他	費用	3件	12,106,500																																																																											
	高石漁港物揚場新設実施設計委託他	資産	7件	11,996,200																																																																											
21	淡輪漁港土質調査委託他	費用	2件	3,397,800																																																																											
	高石漁港物揚場改良工事(完了払)他	資産	7件	81,553,950																																																																											
22	—	費用	—	—																																																																											
	高石漁港物揚場整備工事その2(完了払)他	資産	17件	146,308,800																																																																											
23	—	費用	—	—																																																																											
	高石漁港物揚場整備工事その3他	資産	10件	77,104,450																																																																											
24	泉州海岸水門等点検整備業務	費用	1件	1,101,714																																																																											
	岡田漁港陸閘基礎改良(液状化対策)等工事(その2)【前金払】他	資産	17件	215,925,550																																																																											
25	佐野漁港セル護岸現況調査委託	費用	1件	4,710,300																																																																											
	岡田漁港陸閘基礎改良(液状化対策)等工事(その2)【完了払】他	資産	17件	214,565,950																																																																											
	大阪府中河内府民センタービル外7件点検調査業務	対象外	1件	334,000																																																																											
26	西鳥取漁港外防波堤耐震検討調査委託他	費用	25件	72,045,740																																																																											
	岡田漁港陸閘基礎改良(液状化対策)等工事(その3)【前金払】他	資産	13件	136,800,120																																																																											
	管理事業名称修正他	対象外	2件	1,522,125																																																																											

27	—	費用	—	—
	佐野漁港セル護岸改修工事他	資産	16件	192,090,760
		費用	32件	93,362,054
	計139件	資産	104件	1,076,345,780
		対象外	3件	1,856,125

(参考) 建設仮勘定の精算処理について  
「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会計制度の概要、2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定 より  
○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。  
○ 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。  
○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月14日から同年7月5日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
環境農林水産部 動物愛護畜産課	<p>建設仮勘定の残高において、以下のとおり誤って処理していたものがあつた。</p> <p>(1) 当年度において費用計上すべきものであつたが、誤って建設仮勘定に計上されたままとなつていた。</p> <table border="1" data-bbox="587 604 1326 984"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">25</td> <td>大阪府食とみどり技術センター寄宿舍棟他1棟撤去工事周辺建物等事前調査業務(代金)</td> <td>1,056,300</td> </tr> <tr> <td>大阪府環境農林水産総合研究所食とみどり技術センター旧寄宿舍棟他1棟撤去工事(前払金)</td> <td>12,200,000</td> </tr> <tr> <td>大阪府環境農林水産総合研究所食とみどり技術センター旧寄宿舍棟他1棟撤去工事(完成払金)</td> <td>16,656,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 当年度に完成引渡しを受け、既に供用されていたが、建設仮勘定の精算が行われておらず、固定資産への振替がなされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="587 1171 1326 1289"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">26</td> <td>泉佐野分室内装改修工事实施設計</td> <td>118,269</td> </tr> <tr> <td>泉佐野分室内装改修工事实施設計</td> <td>331,804</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約件名	金額 (円)	25	大阪府食とみどり技術センター寄宿舍棟他1棟撤去工事周辺建物等事前調査業務(代金)	1,056,300	大阪府環境農林水産総合研究所食とみどり技術センター旧寄宿舍棟他1棟撤去工事(前払金)	12,200,000	大阪府環境農林水産総合研究所食とみどり技術センター旧寄宿舍棟他1棟撤去工事(完成払金)	16,656,100	年度	契約件名	金額 (円)	26	泉佐野分室内装改修工事实施設計	118,269	泉佐野分室内装改修工事实施設計	331,804	<p>速やかに公有財産台帳の登録を行うなどの是正措置を講じられたい。</p> <p>また、固定資産計上基準等を正しく理解するとともに、実施した工事等の完成引渡し及び供用の有無を確認し、適時、精算を行つて建設仮勘定から固定資産への振替の事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> (台帳の取得登録)</p> <p>第4条</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>二 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。 なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針)</p> <p>4. 既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しない。</p> <p><b>【建設仮勘定取扱要領】</b> (建設仮勘定の精算)</p> <p>第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> </div>	<p>検出事項の(1)及び(2)について、建設仮勘定のデータ修正を、平成28年7月11日に会計局会計指導課あて依頼し、同月14日に修正登録が完了した。</p> <p>上記(2)については、公有財産台帳への登録を平成28年10月3日に行った。</p> <p>建設仮勘定の精算及び公有財産台帳への登録等の事務については、「要領」に基づき、適切な事務処理を行うよう課員に周知するとともに、担当者等を研修に参加させた。</p> <p>また、新公会計の月次決算整理報告において、建設仮勘定の精算チェックを行うことにより、今後の再発防止に努める。</p>
年度	契約件名	金額 (円)																			
25	大阪府食とみどり技術センター寄宿舍棟他1棟撤去工事周辺建物等事前調査業務(代金)	1,056,300																			
	大阪府環境農林水産総合研究所食とみどり技術センター旧寄宿舍棟他1棟撤去工事(前払金)	12,200,000																			
	大阪府環境農林水産総合研究所食とみどり技術センター旧寄宿舍棟他1棟撤去工事(完成払金)	16,656,100																			
年度	契約件名	金額 (円)																			
26	泉佐野分室内装改修工事实施設計	118,269																			
	泉佐野分室内装改修工事实施設計	331,804																			



		<p>(参考) 建設仮勘定の精算処理について  「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会制度の概要、2  新公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定 より</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。</li> <li>○ 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。</li> <li>○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。</li> </ul>	
--	--	---	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月14日から同年7月5日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																														
警察本部 総務部 施設課	<p>建設仮勘定の精算状況を確認したところ、費用計上すべきものを誤って建設仮勘定で処理していたものが60件あった。</p> <table border="1" data-bbox="421 525 1406 1003"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>件数</th> <th>支出額</th> <th>費用計上すべき額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>豊中警察署改築工事基本設計業務 [用地測量分]</td> <td>1</td> <td>797,467円</td> <td>797,467円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>警察本部関目別館屋上防水改修工事設計業務</td> <td>1</td> <td>1,837,500円</td> <td>1,837,500円</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>北堺警察署空調熱源機器改修工事 他</td> <td>35</td> <td>151,511,867円</td> <td>151,511,867円</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>第一機動隊別館撤去工事 他</td> <td>23</td> <td>210,726,792円</td> <td>210,726,792円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>60</td> <td>364,873,626円</td> <td>364,873,626円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約件名	件数	支出額	費用計上すべき額	24	豊中警察署改築工事基本設計業務 [用地測量分]	1	797,467円	797,467円	25	警察本部関目別館屋上防水改修工事設計業務	1	1,837,500円	1,837,500円	26	北堺警察署空調熱源機器改修工事 他	35	151,511,867円	151,511,867円	27	第一機動隊別館撤去工事 他	23	210,726,792円	210,726,792円	合計		60	364,873,626円	364,873,626円	<p>当該費用については、必要な処理を速やかに実施されたい。 また、固定資産計上基準及び建設仮勘定精算処理等について正しく理解した上で、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳処理要領】</b>（抜粋） 別表4 固定資産計上基準表 （固定資産計上の基本方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</li> <li>取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</li> <li>日常の維持管理、及びき損・損耗した財産の原状回復等機能維持に要した支出については資産計上しない。</li> <li>既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しない。</li> </ol> <p><b>【建設仮勘定取扱要領】</b>（抜粋） （建設仮勘定の計上）</p> <p>第3条</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>建設仮勘定に計上する金額は、公有財産要領別表第4「固定資産計上基準表」に基づき、取得に要する経費及び付随的支出を計上しなければならない。</li> </ol> <p><b>【大阪府財務諸表作成基準の注解】</b>（抜粋）</p> <p>第5条関係</p> <p>第3項関係</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>損益取引とは収入又は費用の増減の取引をいい、資本取引とは損益取引以外の取引をいう。その主な内容は次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> <li>損益取引 <ul style="list-style-type: none"> <li>税、地方交付税、国庫支出金、固定資産売却益、給与関係費、物件費、地方債利子、減価償却費及び引当金繰入額の計上などに関する取引</li> </ul> </li> <li>資本取引 <ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産の取得に関する支出、地方債の発行による借入、基金の積立及び取崩、引当金並びに歳入歳出外現金などに関する取引</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol> </div>	<p>建設仮勘定から費用への振替登録については、会計局へ依頼し、平成28年11月8日に完了しました。</p>
年度	契約件名	件数	支出額	費用計上すべき額																													
24	豊中警察署改築工事基本設計業務 [用地測量分]	1	797,467円	797,467円																													
25	警察本部関目別館屋上防水改修工事設計業務	1	1,837,500円	1,837,500円																													
26	北堺警察署空調熱源機器改修工事 他	35	151,511,867円	151,511,867円																													
27	第一機動隊別館撤去工事 他	23	210,726,792円	210,726,792円																													
合計		60	364,873,626円	364,873,626円																													

		<p>(参考) 建設仮勘定の精算処理について  「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会制度の概要、2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定 より</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。</li> <li>○ 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。</li> <li>○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。</li> </ul>	
--	--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月2日から同年7月15日まで）